

## 広島県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

庄原市高野町南字保久里一六三、一六四、一六八、字鬼ヶ城一八七、一八八、一九〇の一、一九〇の二、一九一、一九三、一九六、一九八、一九九、二〇三から二〇五まで、二〇八から二一二まで、字大鬼山二四二、二五三、二五四、二五五の一、二五五の二、二六三の一、二六三の二、二七三の一、二七五、乙二七七の一、二七八の一、二七九

### 二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)